アマチュア無線を　引き続き　運用したいので　申請します。
（無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の３の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。）
また、免許を受けたら、免許の証明書をください。
（また、上記の申請に併せて、電波法第14条の２の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。(注２)）

記

１　申請者（注３）
［表略］
２　電波法第５条に規定する欠格事由（注４）
［表略］
３　免許に関する事項（注５）
［表略］
４　電波利用料の前納（２年目以降の前払）(注６)
［表略］
［５　略］
［備考　略］
注１　［略］
２　申請に併せて免許事項証明書の交付の請求を行わない場合は、当該部分を削除すること。また、当該部分は、電子申請等による場合にあつては、適用しない。
３～６　［略］
７　免許事項証明書又は申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
８　［略］

別表第十四号第２　アマチュア局の変更等申請書及び届出書の様式（第20条の13関係）(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

アマチュア局変更等申請書及び届出書（特例様式）

年　月　日

（何）総合通信局長（注１）殿

収入印紙貼付欄
（注２）

以下の事項について、アマチュア局の変更の許可を受けたい（変更した）ので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請（届出）します。
□無線設備の増設・取替・変更・撤去（電波法第17条）
□電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の変更(電波法第19条)
（無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。）
□免許人住所の変更（電波法第21条）
□移動する局の無線設備の常置場所の変更（施行規則第43条）
□移動しない局の無線設備の設置場所の変更（電波法第17条）
□呼出符号の変更（電波法第19条）
□社団（クラブ）の定款又は理事に関する変更（施行規則第43条）

アマチュア無線を　引き続き　運用したいので　申請します。
（無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の３の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。）

記

１　申請者（注２）
［表同左］
２　電波法第５条に規定する欠格事由（注３）
［表同左］
３　免許に関する事項（注４）
［表同左］
４　電波利用料の前納（２年目以降の前払）(注５)
［表同左］
［５　同左］
［備考　同左］
注１　［同左］
［新設］
２～５　［同左］
６　無線局免許状等の申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。
７　［同左］

別表第十四号第２　［同左］

アマチュア局変更等申請書及び届出書（特例様式）

年　月　日

（何）総合通信局長（注１）殿

以下の事項について、アマチュア局の変更の許可を受けたい（変更した）ので、無線局免許手続規則第12条第１項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請（届出）します。
□無線設備の増設・取替・変更・撤去（電波法第17条）
□電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の変更(電波法第19条)
（無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。）
□免許人住所の変更（電波法第21条）
□移動する局の無線設備の常置場所の変更（施行規則第43条）
□移動しない局の無線設備の設置場所の変更（電波法第17条）
□呼出符号の変更（電波法第19条）
□社団（クラブ）の定款又は理事に関する変更（施行規則第43条）
□その他の変更（　　）
（注２）